

第 83 号議案

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

学校運営支援室の中心校及び連携校を変更するにあたり、要綱を改正する必要がある。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表のとおりとする。」を「教育委員会で別に定める。」に改める。

別表を削る。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱新旧対照表

現 行	改正案									
<p>(略)</p> <p>第2条 学校運営支援室の名称、学校運営支援室の中心となる小・中学校(以下「中心校」という。)及び中心校と連携し業務を行なう小・中学校(以下「連携校」という。)は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 学校運営支援室の職員は、学校運営支援室を構成する小・中学校の事務職員(以下「事務職員」という。)をもって充てる。</p> <p>3 学校運営支援室に、業務の総括者として学校運営支援室長(以下「室長」という。)を置く。</p> <p>4 室長は、事務職員の中から小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2条 学校運営支援室の名称、学校運営支援室の中心となる小・中学校(以下「中心校」という。)及び中心校と連携し業務を行なう小・中学校(以下「連携校」という。)は、<u>教育委員会で別に定める。</u></p> <p>2 学校運営支援室の職員は、学校運営支援室を構成する小・中学校の事務職員(以下「事務職員」という。)をもって充てる。</p> <p>3 学校運営支援室に、業務の総括者として学校運営支援室長(以下「室長」という。)を置く。</p> <p>4 室長は、事務職員の中から小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。</p> <p>(中略)</p>									
<p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1007 1061 1414"> <thead> <tr> <th>学校運営支援室</th> <th>中心校</th> <th>連携校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小城市北部学校運営支援室</td> <td>小城市立小城中学校</td> <td>小城市立桜岡小学校 小城市立三里小学校 小城市立晴田小学校 小城市立岩松小学校 小城市立三日月小学校 小城市立三日月中学校</td> </tr> <tr> <td>小城市南部学校運営支援室</td> <td>小城市立芦刈中学校</td> <td>小城市立牛津小学校 小城市立砥川小学校 小城市立芦刈小学校 小城市立牛津中学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校運営支援室	中心校	連携校	小城市北部学校運営支援室	小城市立小城中学校	小城市立桜岡小学校 小城市立三里小学校 小城市立晴田小学校 小城市立岩松小学校 小城市立三日月小学校 小城市立三日月中学校	小城市南部学校運営支援室	小城市立芦刈中学校	小城市立牛津小学校 小城市立砥川小学校 小城市立芦刈小学校 小城市立牛津中学校	<p><u>別表(第2条関係)を、削る。</u></p>
学校運営支援室	中心校	連携校								
小城市北部学校運営支援室	小城市立小城中学校	小城市立桜岡小学校 小城市立三里小学校 小城市立晴田小学校 小城市立岩松小学校 小城市立三日月小学校 小城市立三日月中学校								
小城市南部学校運営支援室	小城市立芦刈中学校	小城市立牛津小学校 小城市立砥川小学校 小城市立芦刈小学校 小城市立牛津中学校								